

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領（案）	備考								
<p>【規則】 （委任） 第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営および調査審議の 手続に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>	<p>第1章 総則 （趣旨） 第1条 この要領は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則 （平成31年滋賀県規則第5号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づ き、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」と いう。）の運営および調査審議の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p>									
<p>【条例】 （部会） 第11条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会 が担任する事務は、審議会が担任する事務のうち、それぞれ同表の 右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="112 766 1009 1041"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 す る 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公文書等管理部会</td> <td>第3条第1号に掲げる事務</td> </tr> <tr> <td>審査部会</td> <td>第3条第2号、第3号および第5号に掲 げる事務</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護部会</td> <td>第3条第4号、第6号および第7号に掲 げる事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 省略 6 審議会は、<u>その定めるところにより</u>、部会の議決をもって審議会 の議決とすることができる。</p>	名 称	担 任 す る 事 務	公文書等管理部会	第3条第1号に掲げる事務	審査部会	第3条第2号、第3号および第5号に掲 げる事務	個人情報保護部会	第3条第4号、第6号および第7号に掲 げる事務	<p>（部会の議決） 第2条 審議会の部会が、その担任する事務（滋賀県公文書管理・情報公開・ 個人情報保護審議会設置条例（平成31年滋賀県条例第5号。以下「条例」 という。）第11条第1項の表の右欄に掲げる事務をいう。）について議決を したときは、当該部会の議決を審議会の議決とする。ただし、実施機関の諮 問事項のうち、特に重要な事項として会長が認めるものにあつては、この限 りでない。</p>	<p>部会の議決を本審議会の決定とする。 会長は、全体会の要否を事案ごとに判断する。 （滋賀県環境審議会運営要領を参考に規定）</p>
名 称	担 任 す る 事 務									
公文書等管理部会	第3条第1号に掲げる事務									
審査部会	第3条第2号、第3号および第5号に掲 げる事務									
個人情報保護部会	第3条第4号、第6号および第7号に掲 げる事務									
<p>【条例】 （合議体） 第12条 審査部会は、審査部会に属する委員のうちから、部会長が 指名する者3人以上をもって構成する合議体で、審査請求に係る事 件について調査審議する。 2 前項の規定にかかわらず、審査部会が定める場合においては、審 査部会に属する委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に 係る事件について調査審議する。</p>	<p>（分科会等） 第3条 条例第12条第1項の合議体を「分科会」とし、同条第2項の合議体 を「合同分科会」とする。 2 分科会の長を「分科会長」とする。 3 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。 4 審査部会の部会長（以下この章および次章において「審査部会長」という。） は、合同分科会の事務を掌理する。 5 分科会長（合同分科会にあつては、審査部会長。以下この項において同じ。） に事故があるとき、または分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が 指名した委員が、その職務を代理する。</p>	<p>国規則では、部会の構成員3人であるため部会長の職務 代理者を置く規定はないが、本県の分科会は6人で運用す る考えであることから、分科会長が欠けた場合等において は職務代理者により審議を行うこととする。</p>								

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領（案）	備考
	<p>（分科会等の会議の招集等）</p> <p>第4条 合同分科会または分科会（以下「分科会等」という。）の会議は、合同分科会にあつては審査部会長が、分科会にあつては分科会長が招集する。</p> <p>2 部会長または分科会長は、部会または分科会等の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日および議案をその属する委員（第11条第2項の規定による指名を受けた専門委員を含む。次条第5項を除き、以下同じ。）に通知しなければならない。</p> <p>3 分科会長（合同分科会にあつては、審査部会長）（以下「分科会長等」という。）は、分科会等の会議の議長となり、議事を整理する。</p>	<p>【情報公開・個人情報保護審議会規則（以下「国審査会規則」という。）、滋賀県行政不服審査会運営要領（以下「県行服審査会要領」という。）と同旨】</p>
<p>【条例第13条第4項】</p> <p>4 審査請求に係る事件につき特別の利害関係を有する委員は、部会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することができない。</p>	<p>（除斥の手續）</p> <p>第5条 条例第13条第4項の審査請求に係る事件につき特別の利害関係を有する委員は、次のいずれかに該当する委員とする。</p> <p>(1) 審査請求に係る処分に関与した者または審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、もしくは関与することとなる者</p> <p>(2) 審査請求人または参加人</p> <p>(3) 審査請求人または参加人の配偶者、4親等内の親族または同居の親族</p> <p>(4) 審査請求人または参加人の代理人</p> <p>(5) 前2号に掲げる者であつた者</p> <p>(6) 審査請求人または参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人または補助監督人</p> <p>(7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第1項に規定する利害関係人（参加人を除く。）</p> <p>2 分科会長は、審査請求に係る事件を調査審議する委員が前項各号のいずれかに該当すると思料する場合には、直ちに、審査部会長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>3 条例第13条第4項に規定する特定の審査請求に係る事件につき特別の利害関係を有する委員に係る決議は、審査部会において行う。ただし、当該委員が当該審査請求に係る事件の調査審議に関与することができないことに同意しているときは、審査部会における決議は要しない。</p> <p>4 前項の委員は、同項本文の決議に加わることができない。ただし、同項本文の決議の審議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>5 審査請求に係る事件につき第3項本文の決議があつたときまたは同項ただし書の同意を得ているときは、当該決議または当該同意に係る委員は、当該審査請求に係る事件の調査審議に関与することができない。</p> <p>6 審査部会長は、専門委員について第3項本文の決議があつたときまたは当該委員の同意を得たときは、当該専門委員の指名を取り消さなければならない。</p>	<p>【国審査会規則、県行服審査会要領と同旨】</p> <p>これまで情報公開審査会および個人情報保護審議会では条例で除斥の規定はあるものの、具体的な取り決めがなかった。</p> <p>本審議会は、行政不服審査会に代わって、審査請求に係る事件を調査審議するものであることから、国の審査会や県の行政不服審査会と同様に、除斥の細目および手続を定め、より公平性を高めようとするもの。</p> <p>第7号に該当する場合としては、審査請求人が委員の配偶者である場合、委員が審査請求人等である法人の役員や職員である場合、対象公文書が委員の情報が記載された文書である場合等が考えられる。</p> <p>第5項について、国規則では、部会の委員が除斥の対象となつたときは、他の部会に変更する等の措置を構すべき旨を定めるが、国は委員3人で構成しているところ本県の分科会は6人で運用する考えであることから、除斥で参加できない委員が生じた場合にも当該委員を参加させないのみでよいと判断した。</p> <p>【県行服審査会要領と同旨】</p>

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領（案）	備考
	<p>（除斥事由に準ずる事情等の申出）</p> <p>第6条 審査請求に係る事件を調査審議する委員は、自らについて、前条第1項各号に規定する場合に準ずる事情がある場合、審査請求人または行政不服審査法第13条第1項に規定する利害関係人との間取引関係または委任契約関係がある場合その他の審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料する場合には、分科会長等に対し、その旨を申し出なければならない。</p> <p>2 前項の申出を受けた分科会長は、特に必要がないと認める場合を除き、直ちに、審査部会長に当該申出の内容を報告しなければならない。</p> <p>3 審査部会長は、第1項の申出または前項の報告を受けた場合において、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがあると認めるときは、当該申出または報告に係る委員につき、前条第3項から第6項までに準じた措置をとる。</p>	<p>【国審査会規則、県行服審査会要領と同旨】</p>
<p>【規則】</p> <p>（手続の併合または分離）</p> <p>第3条 審議会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件を併合し、または併合された数個の審査請求に係る事件を分離することができる。</p> <p>2 審議会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、または分離したときは、審査請求人、参加人および諮問実施機関にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>第2章 調査審議等の手続</p> <p>第1節 諮問等</p> <p>（諮問の方法）</p> <p>第7条 滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号。以下「公文書管理条例」という。）第26条第1項、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「情報公開条例」という。）第22条第1項または滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問（以下単に「諮問」という。）は、審査請求に係る事件（規則第3条第1項の規定により併合し、または分離されたときは、併合し、または分離をされた後の事件）ごとに、諮問書により行うものとする。</p>	<p>【県行服審査会要領と同旨】</p> <p>第2章の規定は、県情報公開審査会および個人情報保護審議会での審議手続の運用を明文化するとともに、県行服審査会の要領を参考に手続規定を追加。</p> <p>なお、国審査会規則にも類似の規定があり、諮問の類型ごとに様式を定めているが、本運営要領に基づく様式については、別途定める方針。</p>
<p>【情報公開条例】</p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第22条 公開決定等または公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</p>	<p>（諮問書の添付資料）</p> <p>第8条 諮問書には、公文書管理条例第26条第2項、情報公開条例第22条第2項および個人情報保護条例第45条第2項の規定により弁明書の写しを添付するとともに、次に掲げる資料を添付するものとする。</p> <p>(1) 審査請求に係る利用決定等（公文書等管理条例第16条第1項の利用決定、情報公開条例第11条第1項の公開決定等または個人情報保護条例第20条第1項の開示決定等、第32条第1項の訂正決定等もしくは第40条第1項の利用停止決定等をいう。次号において同じ。）または利用請求等（公文書等管理条例第13条第1項の特定歴史公文書等の利用の請求、情報公開条例第5条第1項の公開請求または個人情報保護条例第13条第2項の開示決定、第28条第2項の訂正請求もしくは第36条第2項の利用停止請求をいう。次号において同じ。）に係る不作為について対象となった対象公文書等の名称または内容の概要</p> <p>(2) 審査請求に係る利用決定等または利用請求等に係る不作為の内容およびその理由</p>	<p>【国審査会規則、県行服審査会要領と同旨】</p> <p>滋賀県個人情報保護事務取扱要領第8-4の項において、諮問書の記載事項を次のとおり定めている。</p> <p>ア 審査請求に係る決定の対象となった個人情報の内容</p> <p>イ 審査請求に係る不開示決定等または開示請求等に係る不作為の内容およびその理由</p> <p>ウ 審査請求の趣旨および理由の概要</p> <p>エ 諮問の理由（裁決担当課の意見）</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>国審査会規則は諮問書の類型ごとに添付資料を規定するが、内容は同じ。</p>

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領（案）	備考
	<p>(3) 審査請求の趣旨および理由の概要</p> <p>(4) 諮問説明書（裁決（公文書管理条例第 26 条第 1 項各号、情報公開条例第 22 条第 1 項各号または個人情報保護条例第 45 条第 1 項各号に規定する措置を含む。）についての諮問実施機関の考え方およびその理由を記載した書面をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 審査請求人が総代もしくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合または参加人が代理人を選任している場合には、当該選任または参加を示す書面</p> <p>(6) 審査請求に係る請求の請求書の写しおよび利用決定等の通知書の写し（不作為についての審査請求に係る事件にあっては、当該不作為に係る処分についての請求の請求書の写し）</p>	
	<p>（諮問の取下げ）</p> <p>第 9 条 諮問に係る審査請求の取下げがあった場合における当該諮問の取下げは、書面により行うものとする。</p> <p>2 諮問の後に、公文書管理条例第 26 条第 1 項各号、情報公開条例第 22 条第 1 項各号または個人情報保護条例第 45 条第 1 項各号に該当することとなった場合における当該諮問の取下げは、その旨および理由を記載した書面により行うものとする。</p> <p>3 分科会等は、諮問の後に諮問をしなければならない場合に該当しないと判断したときは、答申に先立ち、その旨を書面により諮問実施機関に通知することができる。</p> <p>4 前項の通知を行ったときは、書面により、審査請求人等および参加人に通知する。</p>	<p>【国審査会規則と同旨】</p>
	<p>（事件の分配等）</p> <p>第 10 条 各分科会に対する審査請求に係る事件の分配については、審査部会が別に定めるところによる。</p> <p>2 審査部会長は、審査部会が別に定めるところにより、審査請求に係る事件を取り扱う分科会を変更することができる。</p> <p>3 分科会長は、当該分科会に係属している審査請求に係る事件について、当該分科会の意見が過去に審査部会のした答申（平成 31 年 3 月 31 日以前に滋賀県情報公開審査会または滋賀県個人情報保護審議会がした答申を含む。次項において同じ。）に反することとなる場合その他合同分科会で調査審議することが適当であると思料する場合には、直ちに、審査部会長にその旨を報告しなければならない。</p>	<p>【県行服審査会要領と同旨】</p> <p>審査部会が担任する事務に係る各分科会への配分については、配分の方針と個別の配分を審査部会で決定する。</p> <p>【県行服審査会要領と同旨】</p> <p>分配する事件の変更は、審議に先立ち行うことが想定されるため、審査部会長の権限としている。</p> <p>【国審査会規則、県行服審査会要領と同旨】</p> <p>従前の附属機関の答申を含めた。</p>
<p>【条例第 12 条第 2 項（合議体）】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>審査部会が定める場合</u>においては、審査部会に属する委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。</p>	<p>4 審査部会長は、分科会に係属している審査請求に係る事件について、当該分科会の意見が過去に審査部会のした答申に反する場合その他合同分科会で調査審議することが適当と認める場合には、分科会長の意見を聴いて、当該審査請求に係る事件を合同分科会に取り扱わせることができる。</p>	<p>【国審査会規則、県行服審査会要領と同旨】</p>

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領（案）	備考
<p>【条例】 （専門委員） 第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。</p>	<p>第2節 調査審議 （専門委員の関与） 第11条 部会または分科会等は、調査審議の円滑な進行を図るため必要と認めるときは、専門委員を調査審議に関与させることができる。 2 前項の規定により調査審議に関与させる専門委員は、条例第7条第2項の規定により任命された者の中から部会長が指名する。 3 前項の指名は、いつでも取り消すことができる。 4 部会または分科会等は、相当と認めるときは、第1項の規定に基づく専門委員を調査審議に関与させる決定を取り消すことができる。</p>	<p>【県行服審査会要領と同旨】</p>
<p>【条例】 （意見書等の提出） 第17条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>（意見書等の提出期限の通知） 第12条 分科会長等は、調査審議の効率的な遂行に資するため、意見書または資料（以下「意見書等」という。）を提出すべき相当の期間を定めることができる。 2 前項の規定により意見書等意見書または資料（以下「意見書等」という。）を提出すべき相当の期間を定めたときは、分科会長等は、書面により、条例第15条第4項に規定する審査請求人等（以下「審査請求人等」という。）に通知する。</p>	<p>【国審査会規則、県行服審査会要領と同旨】</p>
	<p>（分科会等の開催前の調査等） 第13条 分科会長等は、分科会等における調査審議の充実および効率的な遂行のため必要があると認めるときは、分科会等の会議の開催に先立ち、次に掲げる調査等を行うことができる。 (1) 諮問実施機関に対し、諮問に係る対象公文書等が不存在である場合または諮問に係る決定が情報公開条例第9条または個人情報保護条例第18条の規定により、実施機関が請求を拒否したものである場合を除き、条例第15条第1項の規定により、対象公文書等の提示または当該対象公文書等の写しの提出を求めること。 (2) 反論書の提出があった場合には、諮問実施機関に対し、当該反論書の提出を求めること。 (3) 諮問実施機関に対し、諮問説明書の補充もしくは資料の提出を求め、または口頭での説明を求め、その説明を聴取すること。 (4) 審査請求人等に対し、条例第16条第1項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の申立てを行う意思の有無を確認すること。 2 前項第1号もしくは第2号の求めまたは同項第3号の規定による諮問説明書の補充もしくは資料の提出の求めまたは口頭での説明の求めは、書面により行う。 3 第1項第4号の規定による確認は、口頭意見陳述申立書を添付して、書面により行う。</p>	<p>第1号および第2号は現在の運用を明文化したもの（、条例第15条第1項を根拠に求めることができる。）。</p>

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領（案）	備考
	<p>（対象公文書等の提示の求め）</p> <p>第 14 条 分科会等は、諮問に係る決定が情報公開条例第 9 条または個人情報保護条例第 18 条の規定により、実施機関が請求を拒否したものである場合において、条例第 15 条第 1 項の規定により、諮問実施機関に対し対象公文書等の提示を求める旨の決定をしたときは、書面により諮問実施機関にその旨を通知するものとする。</p>	
	<p>（分類または整理した資料の作成・提出の求め）</p> <p>第 15 条 分科会等は、条例第 15 条第 3 項の規定により、諮問実施機関に対し分類または整理した資料の作成および提出を求めることを決定したときは、諮問実施機関に対し、書面によりその旨を通知するとともに、当該資料を審査請求人または参加人の閲覧に供することについての意見を書面によりあらかじめ聴くものとする。</p>	
<p>【条例第 15 条（審議会の調査権限）】</p> <p>4 第 1 項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。次条および第 21 条において同じ。)または諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書または資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>【条例第 19 条（提出資料の写しの送付等）】</p> <p>3 審議会は、第 1 項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付または閲覧に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（意見書等の提出の求め）</p> <p>第 16 条 分科会等は、条例第 15 条第 4 項の規定により審査請求人等に対し意見書等の提出を求める旨の決定をしたときは、書面により当該審査請求人等にその旨を通知する。</p> <p>2 前項の通知を行う場合には、当該意見書等に係る条例第 19 条第 2 項の規定による他の審査請求人等からの閲覧の求めがあった場合の当該閲覧についての意見を、書面によりあらかじめ聴くものとする。</p>	
	<p>（口頭での説明の求め）</p> <p>第 17 条 分科会等は、必要があると認めるときは、審査請求人等に対し、口頭での説明を求め、その説明を聴取する。</p> <p>2 前項の説明を求める場合には、書面により当該審査請求人等にその旨を通知する。</p>	【国審査会規則、県行服審査会要領と同旨】

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領（案）	備考
	<p>（参考人の陳述または鑑定のため）</p> <p>第18条 全体会、部会または分科会等（以下「全体会等」という。）は、条例第15条第4項の規定により、相当と認める者に事実もしくは意見の陳述を求め、または鑑定を求める場合には、書面により当該相当と認める者にその旨を求める。</p> <p>2 全体会等は、前項の求めに応じ鑑定を行った者（次項および第22条において「鑑定人」という。）に対し、書面または口頭により、その鑑定の結果の報告を求める。</p> <p>3 第1項の求めを受けて陳述を行った者（以下この項および第22条において「参考人」という。）に対しては所定の旅費を、鑑定人に対しては所定の旅費および鑑定料を、それぞれ支給する。ただし、当該参考人または鑑定人が、書面により旅費または鑑定料の受給を放棄した場合は、この限りでない。</p>	
<p>【条例】</p> <p>（意見の陳述）</p> <p>第16条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会在、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（口頭意見陳述）</p> <p>第19条 分科会等は、必要があると認めるときは、審査請求人等に対し、書面により口頭意見陳述を行う意思の有無を確認する。</p>	
<p>2 前項本文の場合においては、審査請求人または参加人は、<u>審議会の定めるところにより</u>、補佐人とともに出頭することができる。</p>	<p>2 条例第16条第1項本文の規定による口頭意見陳述の申立て（同条第2項の規定により補佐人とともに出頭しようとする場合における補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。）は、口頭意見陳述申立書により行うものとする。</p> <p>3 分科会等は、口頭意見陳述の申立てがされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か（補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。）を決定し、その内容を書面により当該申立てを行った審査請求人等に通知する。</p> <p>4 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、分科会等が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 審査請求人およびその補佐人</p> <p>(2) 参加人およびその補佐人</p> <p>(3) 諮問実施機関の職員</p> <p>5 分科会等は、審査請求人または参加人による口頭意見陳述を行う場合において、審査請求人もしくは参加人からあらかじめ書面により申出があったときまたは必要があると認めるときは、口頭意見陳述に諮問実施機関を立ち会わせることができる。</p> <p>6 分科会等は、必要があると認めるときは、審査請求人または参加人に対し、諮問実施機関に対する質問を述べる機会を与えることができる。</p>	<p>【県行服審査会要領と同旨】</p> <p>かつこ書きは、県情報公開審査会運営要領第3条前段と同旨。</p> <p>【国審査会規則、県行服審査会要領と同旨】</p> <p>県情報公開審査会運営要領第3条後段と同旨。</p> <p>県個人情報保護審議会運営要領第4条第2項と同旨。</p> <p>県情報公開審査会運営要領第2条第1項および第2項と同旨。</p>

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領（案）	備考
<p>【条例第 19 条（提出資料の写しの送付等）】</p> <p>2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書または資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p>	<p>（意見書等の閲覧）</p> <p>第 20 条 条例第 19 条第 2 項の規定による閲覧の求めは、意見書等閲覧請求書により行うものとする。</p> <p>2 分科会等は、前項の求めに係る意見書等について、その提出人の当該閲覧についての意見も踏まえて、閲覧をさせるか否かを決定し、書面により当該求めを行った審査請求人等に通知する。</p> <p>3 分科会等は、意見書等の提出人から当該意見書等の送付または閲覧に反対する旨の意見が提出されている場合において、当該意見書等について送付し、または閲覧をさせるときは、書面により当該提出人にその旨を通知する。</p> <p>4 条例第 19 条第 2 項に規定する審議会が定める電磁的記録の閲覧の方法は、日時を指定して、審議会の事務局において、当該電磁的記録を当該事務局の専用機器により再生し、もしくは映写したものまたは用紙に出力したもののにより実施する方法とする。</p>	<p>【県行服審査会要領と同旨】</p>
<p>【条例】</p> <p>（委員による調査手続）</p> <p>第 18 条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 15 条第 1 項の規定により提示された対象公文書等を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、または第 16 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>	<p>（調査結果の説明等）</p> <p>第 21 条 分科会長等は、第 16 条第 1 項または条例第 15 条第 1 項もしくは第 4 項もしくは第 16 条第 1 項の規定による調査審議の手続（以下この条および次条において「調査」という。）を行ったときは、その後に開催される最初の分科会等の会議において、その結果を報告しなければならない。ただし、分科会等の会議において行った調査については、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定は、条例第 18 条の規定により指名委員が調査を行った場合について準用する。</p>	<p>【国審査会規則、県行服審査会運営要領と同旨】</p>
	<p>（調査結果の記録の作成）</p> <p>第 22 条 分科会等またはその指名委員は、調査を審査請求人等、鑑定人または参考人からの口頭による説明または意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。</p>	
<p>【規則第 3 条（手続の併合または分離）】</p> <p>2 審議会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、または分離したときは、審査請求人、参加人および諮問実施機関にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>（調査審議の手続の併合または分離）</p> <p>第 23 条 規則第 3 条第 2 項の通知は、書面により行わなければならない。</p>	
	<p>（手続の承継等に係る通知）</p> <p>第 24 条 諮問実施機関は、諮問に係る審査請求に係る事件について行政不服審査法第 15 条の規定による手続の承継があったときは、速やかに、書面によりその旨を審議会に通知するものとする。</p> <p>2 行政不服審査法第 14 条の規定により諮問実施機関から審査請求に係る事件の引継ぎを受けた実施機関は、速やかに、書面によりその旨を審議会に通知するものとする。</p>	
	<p>（諮問後の総代または代理人の選任等に係る通知）</p> <p>第 25 条 審査庁は、諮問の後に、総代または代理人が選任され、また解任されたときは、速やかに、書面によりその旨を審議会に通知するものとする。</p>	



滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領（案）	備考
	<p>第3節 答申 (答申方法)</p> <p>第26条 答申は、諮問を受けた事項の最終の調査審議を行った全体会等が行う。</p> <p>2 答申は、諮問実施機関に対し、答申書を交付する旨の書面を添えて、答申書を交付することにより行う。</p> <p>3 答申書には、審議会の結論、判断の理由ならびに部会が答申を行った場合にあっては当該部会の名称（分科会等が答申を行った場合にあっては、部会および当該分科会等の名称）を記載しなければならない。</p> <p>4 全体会等は、諮問事項の一部を分離することができる場合において、当該部分を分離して判断を示すことが調査審議手続の適正かつ効率的な運用に資するものと認めるときは、最終の答申をする前に、当該部分につき答申をすることができる。</p>	【国審査会規則、県行服審査会運営要領と同旨】
<p>(答申書の送付等)</p> <p>第21条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>(答申書の交付等)</p> <p>第27条 答申書の交付は、手交または郵送により行う。ただし、手交による場合においては、受領書と引換えに行う。</p> <p>2 条例第21条の規定による審査請求人および参加人への答申書の写しの送付は、郵送により行う。ただし、受領書と引換えに答申書の写しを手交することを妨げない。</p>	
	<p>(答申書の更正)</p> <p>第28条 全体会等は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、会長、部会長または分科会長等はその職権により当該答申書の更正を行わせる。</p> <p>2 会長、部会長または分科会長等は、前項の更正をしたときは、その内容を諮問実施機関に通知する。</p> <p>3 分科会長等は、審査請求に係る事件について前項の通知をしたときは、当該通知の写しを審査請求人等および参加人に送付する。</p>	
	<p>第3章 補則</p> <p>第29条 審議会の会議を開催したときは、開催日時および場所、出席した委員および専門委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した開催記録を作成しなければならない。</p>	【国審査会規則、県行服審査会運営要領と同旨】
<p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第20条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。</p>	<p>2 前項の開催記録は、公表する。</p>	<p>県個人情報保護審議会運営要領第6条は、審査請求の諮問に係るものを除き審議会の会議は公開とし、個人情報の保護または情報セキュリティ上の配慮が特に必要と認めるときは非公開とできる旨定めるが、本要領では規定せず、個別判断を前提とした（県の「附属機関の会議の公開等に関する指針」では、情報公開条例第6条各号の非公開情報に該当する事項を審議する場合および公正円滑な維持運営に支障を生じる場合を除き、公開するものとしている。）。</p>

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領（案）	備考
	<p>(議事録の作成・公開)</p> <p>第30条 審議会の会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記により作成する。ただし、審査請求事件に係る分科会等における審議の議事録は、委員の発言を記録した全文筆記により作成する。</p> <p>2 議事録は、その対象となった会議に係る会長、部会長または分科会長等(以下「会長等」という。)が署名して確定する。</p> <p>3 議事録は、会議を公開とした場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であっても、会長等が特に必要と認める議事録の部分は、公開することができる。</p> <p>4 前項の規定は、会議において配布された資料について準用する。</p>	<p>【本文は、県情報公開審査会運営要領第4条第1項、県個人情報保護審議会運営要領第7条第1項、県行服審査会運営要領第30条第1項と同旨】</p> <p>ただし書は、現在の運用を踏まえて規定する。</p> <p>【県情報公開審査会運営要領第4条第2項、県個人情報保護審議会運営要領第7条第2項、県行服審査会運営要領第30条第2項と同旨】</p> <p>【県個人情報保護審議会運営要領第7条第3項および県行服審査会運営要領第30条第3項と同旨】</p> <p>ただし書については、上記要領では、審議会等が特に必要と認める場合としているが、事後的な判断も生じることから、会長等の判断により決定できることとしている。</p> <p>【県個人情報保護審議会運営要領第7条第4項および県行服審査会運営要領第30条第4項と同旨】</p>
<p>【再掲】(答申書の送付等)</p> <p>第21条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>(答申の内容の公表)</p> <p>第31条 審議会が答申をしたときは、速やかに、その旨およびその内容を公表する。ただし、審議会が特に必要と認める部分は、非公開とすることができる。</p>	<p>本文は国審査会規則、県行服審査会運営要領と同旨。</p> <p>ただし書は、県個人情報保護審議会運営要領第7条第5項と同じ(同要領は、「審査請求に係る答申は、公開とする。ただし、審議会が特に必要と認める部分は、非公開とすることができる。」と定める。)</p>
	<p>(裁決書の写しの提出の求め)</p> <p>第32条 分科会等は、諮問実施機関が答申を受けて裁決を行った場合には、裁決書の写しを分科会等に提出するよう求める。</p> <p>2 前項の裁決書の写しの提出の求めは、答申書の交付に併せて、書面により行う。</p>	<p>【県行服審査会運営要領と同旨】</p>
	<p>(雑則)</p> <p>第33条 審議会は、非公開で開催する会議においては、審査請求人等に、録音、撮影その他の記録を行わせないものとする。ただし、当該会議に係る会長等が認めた場合には、この限りでない。</p>	<p>【県個人情報保護審議会運営要領第5条と同旨】</p> <p>「審査請求人等は撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。」</p>
	<p>第34条 この要領に定めるもののほか、審議会または部会の調査審議の手續に関し必要な事項は、それぞれ会長または部会長が定める。</p>	<p>【国審査会規則、県行服審査会運営要領と同旨】</p>